

○市立四日市病院総合評価方式実施要綱

令和5年4月1日

四日市市病院告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、市立四日市病院の総合評価方式の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 総合評価方式の施行については、別に定めるもののほか、四日市市総合評価方式実施要綱（平成20年四日市市告示第363号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市立四日市病院大規模改修工事総合評価方式実施要綱（令和4年四日市市病院告示第1号）は、廃止する。